

東京都環境科学研究所手数料条例（平成十一年東京都条例第四十三号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>（通則）</p> <p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（手数料）</p> <p>第二条 試験等を依頼しようとする者は、次の範囲内において東京都規則で定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>一 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十二条の規定による国土交通大臣の命令で定める基準に基づく排出ガス試験</p> <p>一件 四十三万円</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p> <p>第三条から第六条まで（現行のとおり）</p>	<p>（通則）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第二条 試験等を依頼しようとする者は、次の範囲内において東京都規則で定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>一 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十二条の規定による運輸大臣の命令で定める基準に基づく排出ガス試験</p> <p>一件 四十三万円</p> <p>二及び三（略）</p> <p>第三条から第六条まで（略）</p>